

平成 30 年度政策経営部、総務部、危機管理室、会計管理室、
選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び区議会事務局
定期監査結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
平成30年5月8日(火)	<p>【政策経営部】 財政課、広聴広報課、いたばし魅力発信担当課、 I T推進課</p> <p>【総 務 部】 総務課、人事課、庁舎管理・契約課、男女社会参画課 (男女平等推進センター含む)</p> <p>【会計管理室】 会計管理室</p>
平成30年5月9日(水)	<p>【政策経営部】 政策企画課、経営改革推進課、施設経営課、 教育施設担当課</p> <p>【総 務 部】 課税課、納税課、区政情報課</p> <p>【危機管理室】 防災危機管理課、地域防災支援課</p> <p>【選挙管理委員会事務局】 選挙管理委員会事務局</p> <p>【監査委員事務局】 監査委員事務局</p> <p>【区議会事務局】 区議会事務局</p>

2 監査委員合議年月日

平成30年7月30日(月)

3 監査実施場所 監査委員室及び各施設

- 4 監 査 の 範 囲 (1) 平成29年度及び平成30年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 平成 25 年度及び平成 26 年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

※平成 25 年度行政監査テーマ「職員の人材育成について」の措置結果通知分

※平成 26 年度行政監査テーマ「プロポーザル方式による契約」の措置結果通知分

6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 30 年度区民文化部、産業経済部及び
農業委員会事務局定期監査結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
平成30年 5 月 30 日 (水)	<p>【区民文化部】 地域振興課、仲町地域センター・板橋交通公園内集会所、 大谷口地域センター・向原ホール・大谷口北町集会所、 成増地域センター・赤塚高台集会所、 高島平地域センター・高島平区民館・高島平二丁目集会所、 仲町区民事務所、高島平区民事務所、文化・国際交流課</p> <p>【産業経済部】 産業振興課、産業戦略担当課、くらしと観光課</p>
平成30年 5 月 31 日 (木)	<p>【区民文化部】 熊野地域センター・大山東集会所、 清水地域センター・本蓮沼公園内集会所、 中台地域センター・中台三丁目集会所、 前野地域センター・前野ホール・前野町六丁目集会所、 桜川地域センター・緑ヶ丘第二公園内集会所、 常盤台区民事務所、スポーツ振興課、 オリンピック・パラリンピック推進担当課</p> <p>【産業経済部】 赤塚支所</p> <p>【農業委員会事務局】 農業委員会事務局</p>
平成30年 6 月 1 日 (金)	<p>【区民文化部】 戸籍住民課</p>

2 監査委員合議年月日

平成30年 7 月 30 日 (月)

3 監査実施場所 監査委員室及び各施設

4 監 査 の 範 囲 (1) 平成29年度及び平成30年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

6 監 査 の 結 果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 30 年度福祉部定期監査結果について

- 1 監査実施年月日 平成 30 年 10 月 3 日(水)
- 2 監 査 対 象 管理課、障がい者福祉課、板橋福祉事務所、赤塚福祉事務所、志村福祉事務所
- 3 監査委員合議年月日 平成 30 年 11 月 29 日(木)
- 4 監査実施場所 監査委員室及び各施設
- 5 監 査 の 範 囲 (1) 平成 29 年度及び平成 30 年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況
- 6 監査の着眼点
(1)歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
(2)経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
(3)施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- 7 監 査 の 結 果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 30 年度区立小・中学校及び特別支援学校定期監査結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 30 年 11 月 1 日 (木)	志村第五小学校、志村第六小学校、大谷口小学校 天津わかしお学校
平成 30 年 11 月 2 日 (金)	板橋第十小学校、上板橋第四小学校、高島第一小学校 高島第三小学校、板橋第五中学校、上板橋第三中学校
平成 30 年 11 月 20 日 (火)	志村第二小学校、舟渡小学校、板橋第七小学校 向原小学校、志村第一中学校、中台中学校
平成 30 年 11 月 21 日 (水)	志村小学校、前野小学校、弥生小学校、成増小学校 志村第四中学校、赤塚第三中学校

2 監査委員合議年月日

平成 30 年 12 月 27 日 (木)

3 監査実施場所 各小・中学校及び特別支援学校

4 監査の範囲 (1) 平成 29 年度及び平成 30 年度の財務に関する事務 (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、平成 29 年度及び平成 30 年度学校令達予算等に基づき計画的、効率的に行われているか。また、支出負担行為等の手続は適正か。
- (2) 各種勤務手当及び旅費の支給は勤務実態に適合しているか。
- (3) 施設及び備品の管理状況は適正か (あいキッズを含む)。

6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 30 年度教育委員会事務局定期監査結果について

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 30 年 12 月 5 日(水) 6 日(木)	教育総務課、学務課、指導室、新しい学校づくり課、学校配置調整担当課、生涯学習課、成増生涯学習センター、郷土資料館、地域教育力推進課、教育支援センター、中央図書館、いたばしボローニャ子ども絵本館

2 監査委員合議年月日

平成 31 年 1 月 31 日(木)

3 監査実施場所

監査委員室及び各施設

4 監査の範囲

- (1) 平成 29 年度及び平成 30 年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 平成 26 年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

※平成 26 年度第 2 回行政監査テーマ「就学援助事務について」の措置結果通知分

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 30 年度 健康生きがい部定期監査結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 30 年 12 月 12 日(水)	長寿社会推進課、国保年金課、介護保険課、後期高齢医療制度課、上板橋健康福祉センター、赤塚健康福祉センター、志村健康福祉センター、高島平健康福祉センター、おとしより保健福祉センター、東新しいこいの家
平成 30 年 12 月 14 日(金)	健康推進課、生活衛生課、予防対策課、板橋健康福祉センター、板橋いこいの家、中丸いこいの家、なりますいこいの家、舟渡いこいの家、備品実査（保健所・板橋健康福祉センター）

2 監査委員合議年月日

平成 31 年 2 月 28 日（木）

3 監査実施場所 監査委員室及び各施設

4 監査の範囲

- (1) 平成 29 年度及び平成 30 年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。

(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

(4) 平成 26 年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

※平成 26 年度第 1 回行政監査テーマ「子どもと母親の健康づくりについて」
の措置結果通知分

6 監査の結果

一部不適正な事務処理があったので「指摘」とした。

指摘事項は次のとおり。

7 指摘事項

家庭用品検査委託における不適正な契約事務について

生活衛生課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

生活衛生課は、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、有害物質の含有量等の基準が定められた乳幼児用繊維製品等の家庭用品を試買し、有害物質の含有量等の検査について、外部の検査機関に委託している。

生活衛生課は、平成 29 年度家庭用品検査委託（単価契約）について、平成 29 年 6 月 6 日付で支出負担行為を伴う事案（支出予定金額 509,760 円）を起案し、6 月 8 日付で主管課における随意契約として、相手方から請書を徴取した。

また、平成 30 年度の同事案の委託契約についても、平成 30 年 5 月 22 日付で支出負担行為を伴う事案（支出予定金額 645,840 円）を起案し、6 月 4 日付で主管課における随意契約として、相手方から請書を徴取した。

東京都板橋区契約事務規則（以下「規則」という。）では、

①地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定を受け、規則第 34 条で、支出予定金額が 50 万円以下の委託契約については

随意契約によることができると定めている。

②課又は所において契約に関する事務の処理をすることができる金額の範囲は、規則第 65 条第 1 号で、委託契約については規則第 34 条で定める金額と同額の 50 万円以下とされ、その金額を超える案件については、規則第 59 条に基づき、総務部長に対して契約締結を請求しなければならないと定めている。

③規則第 38 条第 1 号及び第 39 条で、契約金額（単価契約では契約単価に予定数量を乗じた金額）が委託契約については 50 万円以下の場合において、契約書の作成を省略し、請書を徴取することが認められているが、当該額を超える場合は、原則として契約書を作成しなければならない。

以上のことから、生活衛生課における家庭用品検査委託（単価契約）は、

①施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び規則第 34 条に基づく随意契約の可能額を超えている。

②規則第 59 条に基づき、総務部長に対して契約締結を請求すべきところ、適用することができない規則第 65 条を根拠として、主管課において契約を締結している。

③平成 30 年度分の契約について、契約単価に予定数量を乗じた金額が 50 万円を超えているため、規則第 38 条第 1 号に基づく契約書の作成を省略することはできないが、契約書を作成せず、相手方から請書を徴取している。

のとおり、2 か年にわたり規則違反行為を重ね、その事務処理は極めて不適正である。

生活衛生課は、契約事務にあたり、法令、規則に則った事務処理の徹底を図るとともに、課内の事務処理の改善及び職員のコンプライアンスの徹底に厳格に取り組む必要がある。

（生活衛生課）

平成 30 年度子ども家庭部定期監査結果について

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 31 年 1 月 9 日(水)	[児童館] はすのみ児童館、西徳児童館、清水児童館 [保育園] 高島平あやめ保育園、高島平さつき保育園、坂下三丁目保育園、かないくぼ保育園、中板橋保育園
平成 31 年 1 月 10 日(木)	[児童館] あずさわ児童館、富士見台児童館、赤塚児童館 [保育園] 板橋保育園、相生保育園、あさひが丘保育園、西台保育園、西前野保育園
平成 31 年 1 月 11 日(金)	[児童館] 弥生児童館、向原児童館 [保育園] 弥生保育園、向原保育園 子ども政策課、保育サービス課、子育て支援施設課、児童相談所設置担当課、子ども家庭支援センター

2 監査委員合議年月日

平成 31 年 2 月 28 日(木)

3 監査実施場所

監査委員室及び各施設

4 監査の範囲

- (1) 平成 29 年度及び平成 30 年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 30 年度資源環境部、都市整備部
及び土木部定期監査結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 31 年 1 月 16 日(水)	【資源環境部】 板橋東清掃事務所（清掃車両係）、板橋西清掃事務所 【都市整備部】 市街地整備課、住宅政策課 【土木部】 管理課、計画課、赤塚土木事務所、北部公園事務所
平成 31 年 1 月 17 日(木)	【資源環境部】 資源循環推進課 【都市整備部】 建築指導課、拠点整備課、地区整備事業担当課、 鉄道立体化推進担当課、高島平グランドデザイン担当課 【土木部】 交通安全課、工事課、みどりと公園課、公園整備担当課
平成 31 年 1 月 18 日(金)	【資源環境部】 環境政策課 【都市整備部】 都市計画課

2 監査委員合議年月日

平成 31 年 3 月 28 日（木）

3 監査実施場所 監査委員室及び各施設

- 4 監査の範囲 (1) 平成 29 年度及び平成 30 年度の財務に関する事務
(2) 原材料の保管及び施設、備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 原材料の保管状況は、適正か。(セメント、塩化カルシウム、角材など)

6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。